

○低入札価格調査制度における調査事務等の取扱い について

平成12年8月21日 建情第865号
各支庁長、各道有林管理センター署長、道民の森
建設事務所長、各土木現業所長、寒地住宅都市研
究所長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕 平成14年10月29日建情第495号、18年9月5日第611号、19年4月25日第144号、21年4月15日第85号、30年3月28日建管第1935号、令和3年3月31日第1809号、10月4日第775号改正

農政部、水産林務部及び建設部所管に係る建設工事（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第204条の19及び第204条の20の規定に基づき建設部長が依頼を受けたものを含む。）において、低入札価格調査制度により基準価格を下回る価格を調査する場合における調査事務等の取扱いについては、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達。以下「事務手続」という。）」及び「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達。以下「基準設定通知」という。）」に定めるところによるほか、次によることとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 低入札価格審議委員会の設置

基準設定通達の2の(6)のイに規定する審議を行うため、農政部、水産林務部、建設部及び各部局に低入札価格審議委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 失格基準価格の設定

入札価格が、次の基準で得た額（以下「失格基準価格」という。）を満たさない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから失格とする。

失格基準価格の基準は、次の(1)から(4)までに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額とする。

なお、算定に当たっては、各部で定める調査基準価格及び最低制限価格算定における請負工事費構成費目の取扱いと同様とするものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 基準に満たない価格の入札者から徴する書面等

調査に当たっては、あらかじめ、失格基準価格以上の価格で、かつ、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者、又は総合評価落札方式一般競争入札においては評価値の最も高い者（以下「調査対象者」という。）から次に掲げる書面の提出を求めることとし、提出期限は支出負担行為担当者が適宜定めることができるものとする。

また、調査の過程において疑義を生じた場合などにおいて、確認が必要と認められるときは、適宜、参考となる資料の提出を求めるものとする。

(1) 入札価格内訳書

基準に満たない入札価格（以下「調査対象価格」という。）の工種別の妥当性等を確認するもので、調査対象価格を直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「各費用」という。）に区分したものである。

支出負担行為担当者は、調査対象者に「入札価格内訳書」記載様式を交付するとともに、各費用の内容を説明し、作成させること。

なお、総合評価落札方式一般競争入札の確実性審査及び施工体制評価において、「積算内訳説明書」が提出されている場合は、これに代えることができるものとする。

(2) 見積理由申出書（別記第1号様式）

調査対象価格で入札するに至った特殊事情等を確認するものである。

(3) 下請契約予定者名簿

工事の施工体制を確認するものであり、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項に規定する施工体制台帳に準じて作成させること。

(4) 工種別労務者配置計画書（別記第2号様式）

労務者の具体的供給見通しとの整合性及び工種別の労務者配置計画の妥当性を確認するものである。

(5) 建設副産物の搬出地等予定書（別記第3号様式）

建設副産物の搬出計画や受入れ価格の妥当性を確認するものである。

(6) 安全衛生管理体制等予定書（別記第4号様式）

工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等の妥当性等を確認するものである。

4 調査事項

基準設定通達の2の(6)のAに掲げる事項の調査は、別紙1「調査事項細区分説明書」に記載する項目（以下「調査事項細区分」という。）により行う。

5 調査等の実施

(1) 入札価格内訳書に基づく調査の実施

支出負担行為担当者は、各費用の額について調査する。

(2) 調査事項細区分による調査の実施

支出負担行為担当者は、(1)に基づく調査の結果、契約の 내용에 適合した履行がされると判断された場合には、見積理由申出書に記載された特殊事情等について事実確認を行うとともに、適宜調査対象者からの事情聴取又は関係機関への照会等により、調査事項細区分について調査するものとする。

(3) 委員会による審議

委員会は、調査事項細区分による調査の内容について審議するものとし、別紙2「調査事項細区分別判定基準」により調査事項細区分ごとに適否の判定を行うものとし、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

なお、判定の結果、判定の対象となった調査事項細区分のすべてが適当であると判断された場合以外は、契約の 내용에 適合した履行がされないおそれがあるものとして、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(4) 調査実施フロー

調査の進め方等は、別紙3「調査実施フロー」のとおりとする。

6 調査結果の記録

調査結果は、低入札価格調査書(別記第5号様式)に記録するものとする。

7 承認又は不承認の決定

事務手続の第3の3の(3)に規定する承認又は不承認の決定は、農政部、水産林務部又は建設部に設置された委員会において、これを十分審議の上行うものとする。

また、委員会の審議に当たっては、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

ただし、失格基準価格に関する各関係部局の委員会における審議結果については、各主管部長の委員会における承認があったものとみなす。

8 入札結果等の公表に当たっての取扱い

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)」の2の(2)のアの(7)及び2の(2)のイの(7)による公表の際に、同通達別記第1号様式の適用欄に「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

9 工事監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置を採るものとする。

(1) 重点的な監督業務の実施

工事監督員は、当該工事に係る監督業務において、現地における検査・確認等を行う場合は、特に入念にこれを行うものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。

(2) 労働安全担当部局との連携

支出負担行為担当者は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設管理室建設情報課工事管理係